



八 監 第 4 3 8 号

令 和 5 年 2 月 9 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和3年度財政援助団体監査（公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和3年11月22日付け八監第362号により提出した令和3年度財政援助団体監査（公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和3年度財政援助団体監査結果（令和3年11月22日付け八監第362号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
文化・スポーツ課	指摘事項	<p>ア 事業変更承認申請書の市長への承認について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>事業変更承認申請書の市長への承認について、八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた多くの事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書が市長へ提出されておらず、市長の承認を受けていなかった。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>補助事業の内容の変更をする場合においては、事業変更承認申請書を市長に提出するよう、公益財団法人八千代市地域振興財団と共通認識を持つための調整を行いました。また、市としても再発防止策として、月一回の同財団との連絡調整会議の場で、毎回確認することを徹底いたします。</p> <p>なお、令和4年度につきましては、事業計画書で予定している事業のうち中止又は廃止した事業は現在のところございません。</p>

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
	要望事項	<p data-bbox="611 208 1082 230">ア 補助金交付確定額の確認について</p> <p data-bbox="611 248 691 271"><b>【所見】</b></p> <p data-bbox="635 293 1396 577">補助金交付確定額の確認について、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号）第 13 条では、実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するとされている。</p> <p data-bbox="635 595 1396 835">このことに伴い、実績報告書及び添付書類に基づく審査において、文化・スポーツ振興財団から提出された添付書類での確認は行っていたものの、経費を支払った事実を確認できる書類までの確認作業が行われていなかったことから、今後は、現地調査による支払証拠書類の確認作業の実施について検討されたい。</p> <p data-bbox="611 898 746 920"><b>【措置内容】</b></p> <p data-bbox="635 943 1396 1093">令和 3 年度の実績報告書及び添付書類に係る審査においては、公益財団法人八千代市地域振興財団より提出された書類だけではなく、経費を支払った事実を確認できる書類について、現地調査による支払証拠書類の確認作業を行いました。</p>

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
		<p>イ 公益目的事業と収益事業の明確な区分けについて</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>補助金は、令和2年度時点において、文化・スポーツ振興財団が行う「文化及び芸術の振興に資する事業」「スポーツの振興に資する事業」「市が委託する文化及びスポーツに関する事業」「市の文化施設及びスポーツ施設の管理運営に関する事業」等の事業区分へ、文化・スポーツ振興財団の自主事業収入及び市からの指定管理料等を充当し、不足する部分の人件費を補助するものとして交付されている。</p> <p>しかしながら、市と文化・スポーツ振興財団において公益目的事業と収益事業の考え方に差異があることで、文化・スポーツ振興財団が収益事業として行う事業が補助金交付の事業区分で混在しており、本来は利益を上げて人件費や事業費に充当可能な文化・スポーツ振興財団の収益事業で赤字が発生するなど、補助金の交付方法が整理されていないように見受けられる。</p> <p>このことから、文化・スポーツ振興財団の経営を安定化させるためにも、文化・スポーツ振興財団が行う事業を、公益目的事業と収益事業に明確に整理した上で、補助対象となる事業の区分けについて明確化されたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>公益財団法人八千代市地域振興財団の会計処理につきましては、公益法人の認定基準により、公益目的事業と収益事業等に区分され、同財団が定款に定めた目的を達成するため行う、市民の文化及びスポーツの振興並びに地域の活性化を図る事業等を公益目的事業とし、公益目的以外の事業を収益事業等としております。</p> <p>一方、補助金の交付対象となる事業につきましては、「文化及び芸術の振興に資する事業」など4つの区分としておりますが、法人会計処理で区分される公益目的事業が同財団の主たる事業であり、現段階では公益目的事業以外の事業において人件費や事業費に充当可能とされる程度の収益性を確保するに至っていないことから、公益目的事業や収益事業の区分を用いずに4事業として整理しているところです。</p> <p>今後は、同財団が現在進めている経営改革の進捗に伴い、業務の効率化や活動内容の充実が図られる見込みであることから、同財団の取組状況を注視の上、補助金がより効果的な支援となるよう努めてまいります。</p>

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
公益財団法人八千代市地域振興財団（旧公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団）	指摘事項	<p>ア 事業変更承認申請書の市長への提出について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>事業変更承認申請書の市長への提出について、補助金交付要綱第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた多くの事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書を市長へ提出していなかった。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>補助事業の内容の変更をする場合においては、事業変更承認申請書を市長に提出するよう、市と共通認識を持つための調整を行いました。また、公益財団法人八千代市地域振興財団としても再発防止策として、月一回の市との連絡調整会議の場で、毎回確認することを徹底いたします。</p> <p>なお、令和4年度につきましては、事業計画書で予定している事業のうち中止又は廃止した事業は現在のところございません。</p>